



公共高第253号

平成19年 7月26日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長

(公 印 省 略)

地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う育児休業手当金の取扱いについて（通知）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）及び雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令整備等に関する政令（平成19年政令第161号）が本年4月23日に公布され、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の一部が改正されました。このことに伴う育児休業手当金の取扱いについて下記のとおり通知いたします。

記

- 1 改正後の地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）附則第17条の2の暫定措置（以下「暫定措置」という。）により、平成19年4月1日以降に育児休業が終了した日（その日が当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日後の場合は、達した日）の翌日がある組合員及び平成22年3月31日までに育児休業を開始した組合員については、復職後6月の給付が100分の20に相当する金額に1.25を乗じた額とされます。
- 2 暫定措置により、法第70条の2第2項に規定する給付上限額相当額が変更されます。詳細については、平成19年7月26日付け公共高第254号にて別途お知らせします。
- 3 上記1の取扱いは、平成19年10月1日から施行されます。

担当：総務福利課共済班 山本

TEL：088-821-4755

育児休業手当金に係る給付率の引上げについて

